

## 平成 29 年度 第 1 回 八戸市地域包括支援センター運営協議会

日時：平成 29 年 7 月 25 日（火） 午後 1 時 30 分～

場所：八戸市庁 別館 2 階 会議室 B

### ●出席委員（6名）

工藤会長、李澤副会長、松川委員、蒔田委員、高淵委員、中村委員

※欠席：小柳委員、新坂委員

### ●事務局

加賀福祉部長兼福祉事務所長、豊川福祉部次長

【高齢福祉課】中里高齢福祉課長、原地域包括支援センター所長、松浦高齢福祉GL、  
山村副参事、酒井主幹、江渡主幹、竹井主幹、高村主査

江渡主幹	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより、平成 29 年度第 1 回八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日は、6名の出席となっております。小柳委員と新坂委員が所用のため欠席となっておりますが、半数以上の出席がございますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事の進行は工藤会長にお願いいたします。</p>
工藤会長	<p>それでは、座ったまま、議事を進めさせていただきます。</p> <p>皆さん、お忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。始めに、事務職員が替わっておりますので、事務職員の紹介からお願いいたします。</p>
加賀部長	<p>私は、福祉部長兼福祉事務所長の加賀でございます。委員の皆様には、何かとご多忙の中、地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、今年度の事務局職員をご紹介させていただきます。</p> <p>まず、豊川寛一福祉部次長でございます。</p>
豊川次長	<p>豊川でございます。よろしくお願いいたします。</p>
加賀部長	<p>次に、中里充孝高齢福祉課長でございます。</p>
中里課長	<p>中里でございます。よろしくお願いいたします。</p>
加賀部長	<p>次に、原栄子地域包括支援センター所長でございます。</p>
原所長	<p>原です。よろしくお願いいたします。</p>
加賀部長	<p>次に、松浦久美子高齢福祉グループリーダーでございます。</p>
松浦GL	<p>松浦です。よろしくお願いいたします。</p>
加賀部長	<p>次に、山村由希子副参事でございます。</p>
山村副参事	<p>山村です。よろしくお願いいたします。</p>
加賀部長	<p>次に、酒井明美主幹でございます。</p>
酒井主幹	<p>酒井でございます。よろしくお願いいたします。</p>

加賀部長	次に、竹井秀帆主幹でございます。
竹井主幹	はい、竹井と申します。よろしくお願いいたします。
加賀部長	次に、江渡聡子主幹でございます。
江渡主幹	江渡でございます。よろしくお願いいたします。
加賀部長	次に、高村覚主査でございます。
高村主査	高村でございます。よろしくお願いいたします。
加賀部長	このほか、介護保険課から2名出席させていただいております。 今年度もよろしくお願いいたします。
工藤会長	ありがとうございました。 本日は、事務局より4件の議事が提出されております。それでは、次第に従って、1件目の議事、平成28年度地域包括支援センター事業報告について、事務局より説明をお願いいたします。
山村副参事	それでは、平成28年度地域包括支援センター事業報告について、ご説明いたします。 座って説明させていただきます。委員の皆様には、資料を事前に配付させていただいておりますので、ポイントを絞って説明いたします。 早速ですが、資料1の1ページをご覧ください。 地域包括支援センター運営協議会は、平成28年度は2回開催し、内容はご覧のとおりです。 次に、2総合相談支援業務(1)は、地域包括支援センター及びサブセンター9か所が対応している総合相談の件数です。 平成28年度はサブセンターでの相談が増加しております。これは、サブセンターが地域の身近な相談窓口として周知されてきたことによると考えられます。 相談件数の内訳では、介護保険等のサービス利用に関する相談や一人暮らし、認知症に関する相談が上位を占めております。 次に、2ページをご覧ください。 相談者としては、家族からの相談が多く、次いで、本人、医療機関、ケアマネジャーの順となっております。 相談種別件数は、相談後の連絡調整の件数も含めているため、相談者内訳の件数より多くなっております。 (2) 困難及び虐待対応回数については、表のとおりとなっております。この中で、家族、介護支援専門員、福祉サービス事業者などが参加する多職種会議は前年度の2倍以上となっておりますが、その要因として、高齢者のみならず、家族も精神疾患、経済困難といった問題を抱えている事例が多いことが考えられます。 (3) 高齢者見守りネットワーク事業については、①の普及・啓発のほか、②の連絡会として、町内単位での見守りの立ち上げ支援を行っており、設置町内は昨年度2町内増え、34町内となっております。 次に、3ページをご覧ください。 3 権利擁護事業、(1) 成年後見制度の相談件数ですが、平成28年度は市包括で134件、サブセンター26件の合わせて160件と、昨年度より57件増えております。市長

申立てについては、平成 28 年度は 3 件行っております。

(2) 高齢者虐待の取組状況ですが、虐待の新規の相談件数は、平成 28 年度は 52 件となっており、そのうち、疑いを含む 36 件が虐待件数となっております。36 件の支援状況については、右側の表のとおりです。

八戸市における養護者による高齢者虐待の特徴ですが、虐待の種別としては、心理的、身体的虐待のケースが多くなっております。

被虐待者は女性が多く、年齢的には 80 代前半がやや多く、また、要因としては、認知症や介護負担が絡むものが多いことが特徴として挙げられ、虐待をしていた養護者は、夫と息子で 7 割以上を占めております。

次に、4 ページをご覧ください。

(3) 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議ですが、必要な案件があった場合に開催しております。

(4) 啓発活動ですが、例年どおり年 1 回、高齢者虐待防止研修会を実施しております。内容等については、資料のとおりです。また、研修会のほかに、適宜、パンフレットの配布なども行っております。

(5) 市民後見推進事業ですが、①八戸市市民後見推進協議会は 5 回開催し、事業報告や市民後見人候補者の面接を行い、その面接した候補者の中から家庭裁判所に推薦する方を決める受任調整会議、また、養成研修修了者への名簿登録に係る面接、審議を行っております。

次に、5 ページをご覧ください。

②八戸市市民後見人フォローアップ研修会は、市が養成した市民後見人に対し、毎年実施しているもので、表のとおり、講義、演習等を行っております。

③市民後見人養成研修は平成 23 年度に初めて開催し、その後、市民後見人の登録者が減ってきたため、昨年度、第 2 回目の養成研修を開催しました。養成研修は、八戸市成年後見センターに委託して実施、23 人が受講し、記載されておりませんが、新たに、13 人が登録しました。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務についてですが、(1) 包括的支援事業研修会を、介護支援専門員等を対象とし、例年どおり 3 回実施しております。

次に、6 ページをご覧ください。

(2) 地域ケアマネジメント事例学習会ですが、表のとおり、4 チームに分け、計 8 回開催しました。

(3) 地域ケア個別会議は 6 回開催し、地域を支える方々や関係機関の方々に出席いただき、高齢者を支援するネットワークの構築、地域の課題について話し合っております。

次に、7 ページをご覧ください。

(4) 介護支援専門員に対する個別支援については、市包括とサブセンターで合わせて 222 件の相談を受けております。相談対象者の介護度や内容、対応については、表のとおりです。

7 ページ下段から 8 ページをご覧ください。

5 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務ですが、(1)は月別要支援等の認定者数、(2)は給付管理数となっております。認定を受けてもサービスを利用しない方もいらっしゃるので、サービス利用者を対象者とした給付管理数は認定者数より少なくなっております。

6 在宅医療・介護連携推進事業についてですが、(1)八戸市医療・介護関係者多職種連携研修会と(2)八戸市医療と介護の多職種連携意見交換会は表のとおり開催しました。

次に、9ページをご覧ください。

7 認知症施策の推進についてですが、(1)認知症地域支援推進員は高齢福祉課地域包括支援センターに5人配置しております。この推進員は、地域における支援体制の構築と地域の実情に応じた認知症ケアの向上を図る体制づくりの推進役であります。平成28年度は、地域支援推進員が中心となりケアパス作成会議を開催し、「八戸市認知症ケアパス 認知症たすけるすけ」を作成しております。本日、認知症ケアパスの概要版を資料としてお配りしておりますが、これは、認知症に対する基本的な理解や受診先、サービス内容、相談先をまとめたものとなっております。

(2)高齢者福祉合同研修会は、八戸市及び近隣7町村と合同で認知症施策に関連したテーマで研修会を開催しております。平成28年度は、認知症地域支援推進員活動をテーマに研修会を実施し、市町村職員、キャラバン・メイト、介護保険事業所職員など129人が参加しております。

8 生活支援サービスの体制整備では、高齢者の生活支援に関する調査を実施し、結果を生活支援整備研究会で報告、検討しました。

続きまして、9介護予防事業の(1)通所型及び訪問型介護予防事業の利用状況についてですが、表中の人数は実人数となっております。口腔機能向上事業の参加者は、平成27年度から受託歯科医院で実施したことで28人と増え、その後24人と横ばいです。また、運動機能向上事業も、平成27年度から横ばいの230人となっております。

次に、(2)地域回想法による介護予防推進事業についてですが、平成28年度は2地区で実施しました。

10ページをご覧ください。

10 家族介護支援事業の(1)キャラバン・メイトの支援及び認知症サポーター養成講座についてですが、キャラバン・メイトとは、認知症サポーター養成講座の講師を務める方で、自主的に企画、開催も行います。

①キャラバン・メイトの支援として、「徘徊高齢者の現状と対応」をテーマにフォローアップ研修会を開催しました。

②の認知症サポーター養成数ですが、平成28年度末で14,349人となっております。

平成28年度の認知症サポーター養成講座の特徴としては、警察、金融機関等の職域や介護サービス事業所での開催が増えていることが挙げられます。

次に、11ページをご覧ください。

(2)認知症フォーラムについてですが、平成22年度から実施しており、平成28年

	<p>度は「この町で認知症になったら」をテーマに、寸劇を交えた講演会や「地域の取組」、「家族の会の活動紹介」などを行いました。</p> <p>(3)八戸市あんしんカード事業ですが、認知症などにより、徘徊のおそれのある方を事前に登録するもので、平成28年度末現在、246人の方が登録しております。</p> <p>(4)高齢者生活支援サポーターの活用ですが、これまで養成したサポーターが地域で活動できるようフォローアップのための研修会を開催しました。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>その他については、ご覧のとおりです。</p> <p>次に、13ページをご覧ください。</p> <p>高齢者保健福祉サービスに関する普及啓発活動については、表のとおりとなっております。</p> <p>続きまして、14ページをご覧ください。</p> <p>サブセンター・在宅介護支援センター推進事業の実績となっております。</p> <p>次に、15ページをご覧ください。</p> <p>サブセンター・在宅介護支援センター推進事業に関する自己評価で、資料のとおりとなっております。</p> <p>以上で平成28年度の事業報告を終わります。</p>
<p>工藤会長</p>	<p>ありがとうございました。地域包括支援センターの昨年度の事業報告でした。ただいまの報告について、何か、ご意見、ご質問などございますでしょうか。</p> <p>&lt;意見等なし&gt;</p> <p>それでは、ないようですので、平成28年度地域包括支援センター事業報告について了承することよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なしの声あり&gt;</p> <p>それでは、2件目の議事、平成29年度地域包括支援センター事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>原所長</p>	<p>それでは、平成29年度地域包括支援センター事業計画について、センターの体制及び主な事業を中心に説明させていただきます。座ったまま説明させていただきます。</p> <p>資料2の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、地域包括支援センターの体制についてですが、(1)の設置概要にありますように、昨年度同様、高齢福祉課内の直営のセンターと、サブセンター9か所を合わせ、市直営1か所の設置となります。</p> <p>八戸市内には12の日常生活圏域がございますので、9圏域にサブセンターを、3圏域にはセンターの一部の業務を委託している在宅介護支援センターを配置し、身近な所で相談や支援を受けられる体制となっております。</p> <p>サブセンター・在宅介護支援センターの担当地区につきましては、お手元の地域包</p>

括支援センター周知用のカラーリーフレット裏面をご覧ください。

(2)の職員配置状況についてですが、職員数は非常勤職員を含め46人です。昨年度までは職員が1人配置のサブセンターがございましたが、今年度からは、全てのサブセンターに2人以上の職員が配置され、昨年度よりも職員数が増えています。

次に、2ページをご覧ください。

これは、担当地区の分担表です。地域包括支援センター及びサブセンター、在宅介護支援センターを3チームに分け、市内全体をカバーしております。

次に、今年度の事業計画について説明いたします。

3ページをご覧ください。

1の目的ですが、高齢者が要介護状態等になることを防止するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することとしております。

2の目標については、高齢者が安心安全に暮らせる環境づくりに努める、介護予防の普及啓発を図る、認知症支援を推進する、高齢者の権利擁護に努める、在宅医療・介護連携の推進を図る、の5つとしております。

3の基本機能は、資料に記載されている8つとなっております。

4の事業実施計画ですが、(1)共通的基盤事業は、地域包括支援センターの活動の基盤となるネットワーク構築を目的とするもので、①から③のとおりとなります。

次に、4ページをご覧ください。

(2)包括的支援事業の1)総合相談支援業務は、従来から行っております①の相談対応、支援を始め、高齢者の実態把握や見守りネットワークに関する業務を継続して実施いたします。

2)権利擁護業務については、①から⑧の事業を継続して実施いたします。

3)包括的・継続的マネジメントですが、③の地域ケア個別会議は昨年度同様6回開催予定です。今年度は、サブセンターが主体となりケア会議を運営できるよう支援してまいります。他の業務につきましては、例年どおりの実施を計画しております。

4)在宅医療・介護連携の推進については、昨年度に引き続き、①の医療と介護の多職種連携意見交換会で、連携に対する課題の抽出等を行う予定で、年3回の開催を計画しております。在宅医療・介護関係者研修会も昨年度同様、年1回の開催予定としております。

5)認知症施策の推進の①認知症地域支援推進員の配置ですが、今年度1名他課へ異動し、4名となりましたので、所定の研修受講により、社会福祉士1名を増員する予定です。

②の認知症ケアパスについては、今年度は周知・活用を図りながら、内容の見直しを行う予定としております。

③の高齢者福祉合同研修会は、今年度は、若年性認知症に関する内容で開催予定です。

	<p>④の認知症初期集中支援推進事業ですが、この事業は、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とするものです。今年10月にチーム設置予定で、設置に先立ち講演会を開催するなど、嘱託医へ相談しながら、準備を進めております。</p> <p>6)生活支援サービスの体制整備については、今年度、生活支援体制整備推進協議会を市の附属機関として設置し、生活支援サービス等を実施する多様な事業主体の連携強化等を目的として協議していく予定です。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。</p> <p>(3)介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、この事業は平成29年4月開始が義務付けられていた事業で、本市では昨年10月から開始しております。この事業には、要介護となるおそれの高い方を対象とした、1)の介護予防・生活支援サービス(旧二次予防事業)及び全高齢者を対象とした2)の一般介護予防事業(旧一次予防事業)、及び要介護のおそれのある高齢者を対象とした3)の介護予防ケアマネジメントが含まれます。これらの事業は、名称は変わりましたが、従来どおりの事業内容で継続実施してまいります。</p> <p>また、2)③の介護・認知症予防センターについては、平成32年度からの事業開始に向け、準備を進めてまいります。</p> <p>次に、(4)家族介護支援事業1)認知症高齢者見守り事業の①認知症サポーター養成講座の普及ですが、これまで年間1,000人のサポーター養成を目標にしてきましたが、今年度は、国の認知症施策推進総合戦略(通称「新オレンジプラン」)の数値目標引き上げを踏まえ、年間1,500人以上のサポーター養成を目標といたしました。</p> <p>④の認知症フォーラムは、前年度同様、認知症の人と家族の会青森県支部に委託し、11月19日(日)に総合福祉会館で開催する予定です。</p> <p>(5)、(6)については、記載されているとおりです。</p> <p>次の6ページは、平成29年度事業計画一覧で、星印が新規事業となっております。以上で計画についての説明を終わらせていただきます。</p>
<p>工藤会長</p>	<p>ただいま事務局より、平成29年度の地域包括支援センター事業計画について説明がございました。これについて、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>&lt;意見等なし&gt;</p> <p>ないようですので、平成29年度地域包括支援センター事業計画について事務局案どおり進めていただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なしの声あり&gt;</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、3件目の議事、地域包括支援センター運營業務の外部委託について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

<p>中里課長</p>	<p>それでは、地域包括支援センター運營業務の外部委託についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、地域包括支援センター運營業務を外部委託することとした経緯と外部委託することによる意義について、簡単にご説明させていただきます。</p> <p>最初に、経緯についてでございますが、平成 27 年度の介護保険制度改革におきまして、地域包括支援センターに係る人員基準等を定める条例の制定が義務付けられ、当市におきましても国が示す基準を基に、人員数を定めた条例を制定いたしました。</p> <p>この条例に定める配置基準を充足させるために、地域包括支援センターの出先機関となる市直営のサブセンターを設置し、社会福祉法人等から出向した専門職の方をそのままサブセンターに配置する形で、職員の増員を図ってまいりました。</p> <p>また、その当時から、3年間のサブセンターの運営を経て、平成 30 年度から委託型の地域包括支援センターに移行する予定で、準備を進めてきたところであります。</p> <p>なお、参考までにですね、全国的には地域包括支援センターの約 7 割が委託型でございます。県内におきましても、青森市と弘前市は委託型となっております。</p> <p>次に、地域包括支援センター運營業務を外部委託することの意義でございますけれども、市内 12 の日常生活圏域にそれぞれ地域包括支援センターが設置されますと、保健師、社会福祉士、及び主任介護支援専門員の専門職の人数が、現行のサブセンターでは 2 人程度、在宅介護支援センターでは 1 人程度でございますが、委託後はそれぞれの圏域の高齢者人口に合わせて、おおむね 3 人から 4 人が配置されることとなりますことから、人員体制が強化されることとなります。</p> <p>このことにより、これまではサブセンターや在宅介護支援センターでは対応できなかった虐待相談や困難ケース等に関しましても対応できることが期待されるなど、体制強化による地域に密着した活動やネットワーク構築が促進され、地域における高齢者へのきめ細やかな支援等が期待されることとなります。</p> <p>このように、市内 12 の日常生活圏域の体制が強化されることによりまして、市の地域包括支援センターは、基幹型として国が推進しております認知症施策の強化や、在宅医療・介護連携をこれまでよりもさらに重点的に取り組むことができるなど、センター間の役割分担が図られるとともに、センター全体の機能が強化され、結果的に地域包括ケアシステムの構築が大きく推進されるものと考えております。</p> <p>国では、地域包括ケアシステムの構築の実現につきまして、地域包括支援センターの体制強化を図っていくことが特に重要であるといわれております。当市におきましても、委託により体制を強化し、地域と一体となって地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>それでは、引き続き、委託内容につきまして、担当よりご説明いたします。</p>
<p>竹井主幹</p>	<p>高齢福祉課の竹井と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、地域包括支援センター運營業務の外部委託についてご説明いたします。座って説明させていただきます。</p> <p>本年 2 月の協議会におきまして、委託の概要について説明させていただいております。今回は、公募の際に市のホームページに掲載する募集要領及び仕様書の案を資</p>



料としております。

募集要領案につきましては、要点を絞ってご説明いたします。

仕様書案につきましては、主に業務内容の詳細について記載しておりまして、募集要領と重複する部分が多くございますので、説明は省略いたします。

それでは、資料3の2ページをお開きください。

まず、募集の概要の1目的ですが、後段の記載となります。現在、当市では、高齢福祉課内に直営のセンターを1か所設置し、その出先機関となるサブセンターや在宅介護支援センターを各圏域に配置しておりますが、センターの体制を強化するため、市内12の日常生活圏域全てを対象に、委託型地域包括支援センターを設置するものとします。

2業務概要、(1)の業務内容ですが、介護保険法に規定する包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、指定介護予防支援事業等となります。

(2)募集圏域及び配置基準人員等ですが、募集圏域につきましては、「別紙1」ということで10ページに圏域の地図、11ページに圏域に属する町内名を記載しております。

募集要領に戻りまして、2ページの表の右側部分に圏域ごとの配置基準人員を記載しております。八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例に基づきまして、高齢者人口に合わせて、各圏域2人から4人、合計37人の専門職が、委託により配置される予定となっております。

3ページを飛ばしまして、4ページをお開きください。

4開設時間及び休業日ですが、現在の市直営のセンターと同じ設定となります。月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後5時までの開設時間となりますが、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた24時間対応可能な体制を確保していただくこととなります。また、休業日は、土日祝日、年末年始となります。なお、(3)のその他に記載しておりますが、利用者への利便性を考慮し、受託者の判断により、月曜日から金曜日までの窓口開設時間を延長したり、土日に常時窓口を開設したりできるものとしています。こうして開設時間を延ばしていただける場合には、直営にはない、委託のメリットとなりますので、選考の際に加点の対象とすることにしております。

次に、白抜文字の2委託期間、委託料、契約方法等の1委託期間ですが、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とし、事業の実施状況に問題ないと認められる場合、4回まで、5年間となりますが、契約更新できるものとします。6年目以降につきましては、受託を希望する事業者の状況等によりまして、公募を行う場合があるものといたします。

また、受託者が運営する本業務の開始後において、関係法令を遵守しない場合や、本業務の実施につき著しく不相当と認める場合は、本協議会に諮りまして、期間の満了前に契約を解除する場合があるものといたします。

2委託料ですが、「別紙2」記載のとおり委託料の上限価格を設定しております、となっておりますが、今回、この資料には添付しておりません。委託料の金額につきましては、現在、財政部門と協議中のございまして、9月補正において、市議会の承認を

得て決定いたします。募集要領の市のホームページへの公表の際に掲載することになりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、5 ページをご覧ください。

白抜文字の3 応募要件の1 応募資格ですが、(1)から(9)まで、他都市の例を参考に定めてございます。

次に、2 公募説明会への参加ですが、10 月 13 日（金）に開催する予定です。応募する場合には、必ずこの説明会へ参加することが要件となります。

次に、6 ページをお開きください。

5 応募書類の作成と提出ですが、(1) 応募書類、「別紙 3」 審査基準を参考に書類を作成してください、ということで、12 ページに審査基準を記載しております。応募者はこの審査基準を参考に書類を作成していただくことになります。

(3) 提出期間ですが、11 月 7 日から 11 月 13 日としておりまして、募集要領の公表から約 1 か月半、説明会開催から 1 か月程度の期間を見ております。

次に、7 ページをご覧ください。

白抜文字の4 選考方法等、1 審査及び選定方法ですが、(1)の書類審査及び(2)のプレゼンテーション・ヒアリング審査となります。審査につきましては、外部の方と市職員で構成する選考会を立ち上げまして、選考員の得点の合計点をもって受託候補者を選定する形となります。

(2)のAですが、プレゼンテーション・ヒアリング審査は、12 月 22 日（金）に実施する予定です。実施時間は1 応募者 30 分で、説明が 15 分以内、質疑が 10 分程度となります。

8 ページをお開きください。

(3) 選考方法ですが、各選考員の評点数の合計が最も高い応募者を受託候補者として選定します。ただし、得点率 5 割未満の場合は、選定しないものとします。その後、本協議会を開催いたしまして、承認を得てから、受託候補者として決定することになります。

9 ページをご覧ください。

5 スケジュールということで、募集要領の公開から、来年 4 月 1 日の委託センター開設までの日程の詳細を記載しております。こちらは、現時点での予定となります。変更の可能性もありますので、ご了承ください。

最後になりますが、13 ページをお開きください。

こちらは、委託契約書に添付する仕様書案となります。主に業務内容の詳細となりますので説明は省略いたしますが、この仕様書案につきましては、来年 4 月の契約締結までに、委託業務の内容等を受託候補者と協議しながら、最終的なものに修正していきたいと考えております。また、募集要領につきましても、公表までに微修正があるかと思ひますが、こちらもご了承くださいと思ひます。

以上で説明を終わりますが、今回、委託の募集を行いまして、もし、応募者がない圏域があった場合には、これまでどおり、市が直営でその圏域を担当することになりますことを、ご報告いたします。

	<p>以上で説明を終わります。</p>
工藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>先ほど課長からですね、今ある地域包括支援センターは基幹型と、お話をいたしましたよね。では、来年度も基幹型ということで。</p>
中里課長	<p>今、現行はですね、基幹型ということではなくて、地域包括支援センターという位置付けでですね、来年度委託になりますとそれぞれ各圏域に地域包括支援センターができますので、これまでの高齢福祉課にある地域包括支援センターは、基幹型ということで、来年度からですね、基幹型という形での位置付けで考えておりました。</p>
委員	<p>この基幹型ということで聞きたいんですけども、まず、募集かけますよね、地域包括支援センターを法人さんが受託するということになったときに、その基幹型は包括支援センターとの関係は、どういう関係をお考えなのですか。</p>
中里課長	<p>基幹型はですね、まず、全ての12圏域の地域包括支援センターの後方支援を行ってですね、連絡調整から全て基幹型ということで、大元ということですね、関係は全く切れるわけでもなく、独立したものではなく、その12圏域をまとめるという考え方で位置付けで考えておりました。</p>
委員	<p>できればですね、他の委託している県の仕様書を見たことはないんですけども、文書をですね、一言、契約書にですね、載せていただかないと、私は、バツと読んできたんですけども、あくまでも契約するのは八戸市ですよ、ですから、基幹型という言葉が一言も出てきてないんですよ。となると、苦情処理も受託者に報告しろとかあるんですけども、そのときにやっぱり、基幹型という言葉があればですね、今後、受ける法人さんはですね、安心して手を挙げるんじゃないかなと思ったものですから、その辺りも少し検討していただければ助かります。</p>
中里課長	<p>はい。わかりました。</p> <p>今、基幹型というのは、まだ、決定事項ではなくてですね、今、課の中の案として基幹型ということで考えておりましたので、これが正式に決定したのを受けてですね、募集要領に載せることにつきまして、検討させていただければと思います。</p> <p>それで、付け足しですけども、いろいろ困難ケースとか、虐待ケースとかですね、かなり今まで難しいケース、それについては、まず、高齢福祉課の方で扱ってきたわけですけども、各圏域の方で地域包括支援センターに代わって、そこで対応できないものについては、これまでどおり、高齢福祉課の方で、基幹型という所で、一緒に相談しながらやっていきたいと、連携してやっていきたいということで考えておりました。</p>
委員	<p>そうだと思いますながらも、一言載せていただくことによってですね、気分的にこれから受ける法人さんは違うんじゃないかなと思いますので、検討していただければと思います。</p> <p>それから、もう1つ、手を挙げない圏域があったら、役所がやると言っていましたけれども、役所がやるということは、今までの在介とかがなくなるということでしょうか。</p>

中里課長	今までと同じように、考えていただければいいと思います。今までも、サブセンターなり、在介なりで、うちの方で、困難ケースとか虐待とか、いろいろ連携してやってきましたけれども、それと同じような形で。
委員	そういうふうなところにも委託費は出るということ。
中里課長	今と同じですね。受託されたところには、地域包括支援センターとして出ますよね。それ以外のところは、今と同じ、現行と同じということで考えていただければよろしいかと思います。
委員	ということで、ある程度の委託費は出るということですね。
中里課長	そうですね。
委員	わかりました。ありがとうございます。
工藤会長	医療でいうと、一次救急と二次救急みたいなものですか。
委員	そうですね。やっぱり、地域包括支援センターとして委託して、だからといって全部やってくださいというわけではないですね。今までみたいに困難ケースとか、そういうのは、当然、我々も一緒に連携してやっていきたいなと思っておりました。
工藤会長	他に、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	質問です。今に関連してですね、サブセンターの手を挙げないところ、実際、寿楽荘とか、はくじゅとか、ちょうじゃの森とか、ありますよね、そこが手を挙げない、空白地帯になったと、役所がやります、直轄で。そうなった場合に、やっぱり事務所はここでしょ。
中里課長	今と同じ形ですね。
委員	例えばね、寿楽荘が、例えば手を挙げなかったと。それはもう、クローズになったとした場合、あくまで想定です。寿楽荘の建物の所に市の方の役職員が行って、働くという意味ですか。やっぱり役所ですか。こっちが本部になるでしょう。
中里課長	本部といいますか、こちらの方で、見届ける形になります。
委員	余談ですけども、サブセンターがあるおかげですね、我々民生委員としても非常に助かっているのは、原則的には土日、夜間はないのですが、実は、電話を入れるとですね、担当職員のところにその電話が回るんですね。要するに、個人の方のところに行くんですよ。非常にありがたいなと思っていました。 それで、必要に応じて、民生委員とそこと連携をとりながら、あとは役所のほうに電話を入れると、警備の方が担当しているところの職員に連絡していただくということで、非常に、変な意味で言うのではなく、昔と比べて非常にスムーズに進めるように、ですから、例えば、お医者さんに入院させるにしても、即対応が利くという状態になってきたことは、非常にいいことだなと思ってます。昔だったら、土日休日だから駄目よと、月曜日まで待てよとかね、そういうような場合がなくなってますので、非常にこの制度がいいなと思ってました。
工藤会長	よろしいですか。それでは、地域包括支援センター運營業務の外部委託について、事務局案どおりに進めていただくことでよろしいでしょうか。  <異議なしの声あり>

中里課長	<p>すみません、補足です。</p> <p>先ほどですね、もし、手を挙げるところがなければ、現行どおりということでお話したのですけれども、在介については現行どおりではあるのですけれども、今のサブセンターのところもし手を挙げるところがなかった場合、サブセンターがなくなりますので、そこは、在宅介護支援センターという位置付けで、ということです。</p>
委員	わかりました。
工藤会長	それでは、次に、4件目の議事、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局から説明をお願いいたします。
竹井主幹	<p>それでは、資料4、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認についてをご覧ください。</p> <p>本件は、八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合に、中立性及び公正性の確保を図る必要があるため、承認をいただくものです。</p> <p>本日は、(1)に掲載しております2つの事業所、新規の委託事業所として、居宅介護支援事業所ちょうじゃ様の宿及び介護の総合相談窓口より、業務を受託したい旨の届出がありましたので、承認をお願いします。</p> <p>事業所の詳細といたしまして、(2)職員に関する事項ですが、居宅介護支援事業所ちょうじゃ様の宿は、所属する介護支援専門員1名、勤務形態は常勤・兼務、予防プラン作成経験年数は6年、受持利用者数ですが、これは、担当している利用者の数でございます。うち給付管理者数というのは、受持利用者数のうち、実際にサービスを利用している利用者の数でございます。ともに、20人となっております。事業所全体として、今後の受託可能件数は6件となっております。</p> <p>同様に、介護の総合相談窓口につきましても、表のとおりとなっております。</p> <p>次に、(3)給付管理者数についてですが、それぞれの事業所の介護支援専門員の方が受け持っている利用者の中で、実際にサービスの提供を受けられている方々の介護度の内訳を表したものでございます。表のとおりとなっておりますのでご覧ください。</p> <p>最後に、(4)委託事業所数ですが、今回承認いただく事業所を含めると、合計91事業所、この91事業所における今後の委託可能見込件数は143件となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
工藤会長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>&lt;意見等なし&gt;</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ご質問等ないようですので、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託業者について、承認することよろしいでしょうか。</p>

	<p>&lt;異議なしの声あり&gt;</p> <p>議事は以上ですが、その他、何かございますでしょうか。なければ以上で本日の議事を全て終了いたしました。</p> <p>事務局より、連絡事項をお願いいたします。</p>
中里課長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の運営協議会につきましては、平成 30 年 1 月 25 日の介護・高齢福祉専門部分科会終了後、分科会と同じ会場におきまして、開催する予定でございます。1 月 25 日でございます。</p> <p>内容といたしましては、平成 30 年度からの地域包括支援センターの委託先について、ご報告する予定としております。後日、文章でご案内差し上げますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上で連絡事項を終わります。</p>
江渡主幹	<p>それでは、これもちまして平成 29 年度第 1 回八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>